

ベネズエラ2010年国会議員選挙

坂口安紀

◎はじめに

2010年9月26日、ベネズエラで国会議員選挙(一院制)⁽¹⁾が実施された。前回の2005年選挙では公正な秘密選挙が確保されないことを強く危惧した反チャベス派が選挙をボイコットしたため、チャベス派が100%の議席を獲得していた。議会を完全に掌握したチャベス大統領は近年自らに権力を集中させ、「ボリバル革命」の旗印のもと自らが進める社会政治経済改革を加速的に進めてきた。一方で、マイナス経済成長、インフレ、電力危機、治安悪化などの諸問題によりチャベス政権の支持率は低下しており、今回の選挙では、反チャベス派がどれほどの議席を獲得するかが注目された。

また今回の選挙は、ベネズエラにおける民主主義のあり方を考える上でも重要な意味をもつ選挙であった。チャベス大統領は、自らへの権力集中や司法への介入(五権分立⁽²⁾の軽視)、マスメディアへの圧力(表現の自由の制限)、政権と異なる意見をもつ政治家や市民に対するあからさまな差別や逮捕(基本的人権の無視)など、「民主主義の質」に疑問符をつけざるを得ないような政治運営をしてきたが、それらはすべて「選挙で国民の支持を受けた」という事実によって正当化されてきた。すなわち今回の選挙はチャベス政権にとっては、非民主的であるとの批判をかわし、自らの政

治運営をあらためて正当化するための重要な機会であったともいえる。

さらに今回の選挙は、ベネズエラの長い政党政治の歴史の文脈でみた場合にも、意義深いものであった。ベネズエラは1958年の民政移管以降、2大政党を軸とした政党制民主主義が30年以上にわたり維持された、ラテンアメリカ域内でも数少ない国として知られる。しかし1990年代には国民の伝統的政党への信頼が低下し、さらに1999年のチャベス政権誕生が政党政治に壊滅的打撃を与えた。国民の伝統的政党への強い不信感と、政党政治を否定し自身の強いカリスマを通して直接国民に訴えるチャベス大統領のもと、ベネズエラでは過去十年余の間に、チャベス派、反チャベス派のいずれにおいても政党の政治組織としての機



投票所前で行列を作って投票の順番を待つ有権者
(2010年9月26日カラカスにて筆者撮影)

能が大きく低下している。今回の選挙の結果により、5年ぶりに国会に影響力をもつ規模の反チャベス勢力が生まれることとなり、チャベス派の完全支配のもと形骸化していた議会での議論が活性化することが予想される。そのなかで諸政党は民主主義の担い手としての役割・機能を復活させることができるのだろうか。

本稿では、上記のような問題意識を念頭に、今回の国会議員選挙の結果を報告・分析する。

I 選挙をめぐる法的枠組みの変更

1. 2009年以前の法的枠組み

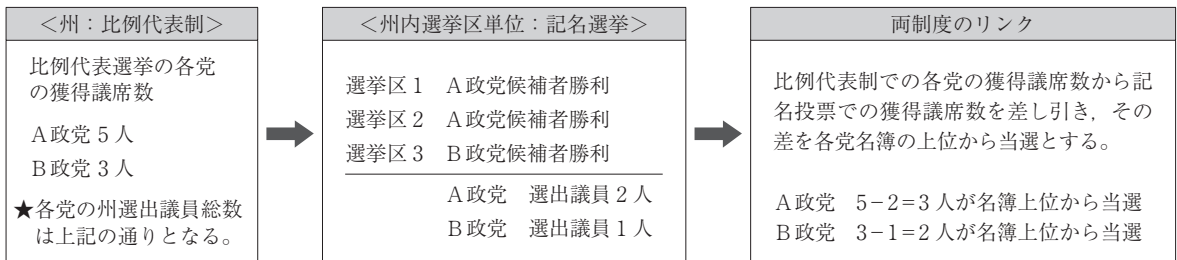
今回の国会議員選挙は、2009年に改正された新選挙法（Ley Orgánica de Proceso Electoral）と、2010年1月に国家選挙管理委員会が変更した選挙区割りに基づいて行われた。新選挙法の最大の

変更点は比例代表制の縮小である。反チャベス派はこれが比例代表制の原則を明確に打ち出している現憲法（63条、162条、186条）に違反するものであること、そして変更内容がチャベス派を有利にするものであるとして、強く抗議していた。今回の選挙結果を理解する上でこれらの選挙法と選挙区割りの変更が重要な意味をもつため、以下くわしく見ていこう。

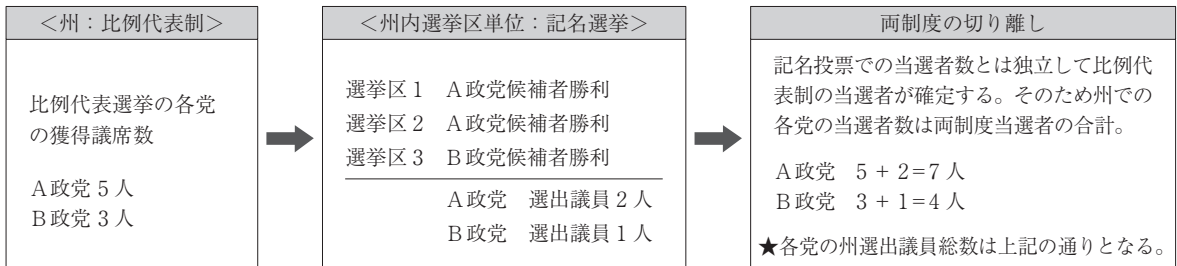
ベネズエラでは従来より議会選挙（州、市レベルも含めて）において、選挙区（州をいくつかに分割）ごとの候補者名記名選挙制（voto nominal, 以下「記名選挙」⁽³⁾）と比例代表単純拘束名簿制（lista para la representación proporcional）（各党が州単位で候補者名簿を作成し、ドント式で計算される各政党の得票率に応じて上位から議席を割り振る。候補者名簿は選挙前に決定されている。以下「比例代表制」）の両方が使われていた（図1）⁽⁴⁾。また記名選挙部分

図1 選挙法改正前後のシステムの比較

(1) 選挙法改正前のシステム：比例代表制と記名選挙の結果がリンク



(2) 改正後のシステム：比例代表制と記名選挙の切り離し



（出所）筆者作成。

では、議席数が1人（小選挙区制）の選挙区と2人区、3人区（大選挙区制）の選挙区などが併存していた⁵⁾。選挙区ごとの記名選挙（いわゆる多数代表制）では、各選挙区における多数派が当選する一方で、非多数派政党への投票が死票となり、第一党以外（1人区の場合）の民意が議席に反映されないため、憲法が規定する比例代表の原則に反してしまう。そのため、まず州内選挙区の記名選挙での各政党の当選者数を集計し、当該政党が比例代表制部分で獲得した議席数からその分を差し引き、足りない数だけ比例代表名簿の上位候補者から当選とする方式をとっていた。これにより、記名投票（多数代表制）を導入しながらも、全体の議席配分には比例代表制で各党が獲得した得票率を反映させることができる。比例代表制にはさまざまな方式があるが、この方式は、記名投票の結果が比例代表名簿制部分にも影響を与えるという意味で、比例代表並立制と呼ばれるものに近いといえるだろう。比例代表制に加えて記名選挙を並存させるのは、立候補者（当選後は国会議員）が、政党ではなく選挙区の有権者の利害や政治意思を代表するようデザインされたものである。これは、政党幹部が候補者名簿を作成するため、国会議員が有権者よりも政党の利害を重視する傾向にあるという比例代表制の制度的問題であり、ベネズエラにおいてはそれが民主主義ではなく政党主義（partidocracia）をもたらしたとの過去の教訓を反映した制度設計である。このように選挙法改正以前の方式では、比例代表制と記名選挙のそれぞれの欠点を相殺し、長所を生かすシステムとなっていた。

2. 2009年選挙法改正

今回の議会選挙を1年後に控えた2009年8月、議会は選挙法を改正した（Ley Orgánica de Proceso

Electoral）。最大の変更点は、記名選挙部分と比例代表部分の完全切り離しによる比例代表制の縮小である（図1）。選挙区の記名選挙制と州ごとの比例代表制の両方を使うのは従来どおりだが、従来は記名式選挙の結果を比例代表部分の結果にリンクすることで全体に比例代表の原則が行き渡っていたものを、今回の法改正では両者を完全に切り離した。すなわち、比例代表部分の各党の獲得議席が記名選挙の結果の影響をまったく受けなくなったのである（第8条）。その結果、憲法が定める比例代表制の原則は、法改正によって比例代表名簿投票の部分のみに限定された。今回の選挙では、165議席中、110議席が選挙区の記名投票、52議席が州ごとの比例代表名簿式、残り3議席が先住民代表から選出されることになった。すなわち総議席数の68.5%が単純多数による選出（記名選挙と先住民代表選挙）となり、比例代表制が適用されるのは総議席数のわずか31.5%に限定された。記名選挙部分の拡大と比例代表部分の縮小は、第一党が得票率以上の議席を獲得することを以前よりも容易にする一方、第二党など少数派政党は、得票率を下回る議席しか獲得できないという結果をもたらす制度設計となった。

また今回の制度変更により州、選挙区ごとに一票の重みに大きな差が出る制度となった。選出議員一人あたりの有権者数を見ると、デルタ・アマクロ州、アマソナス州など人口が少ない内陸州では3万人弱、一方首都区、ミランダ州（カラカス首都圏の大部分を含む）、スリア州、カラボボ州など人口の多い都市を抱える州では14～15万人前後となっており、一票の格差が最大5.8倍と著しい。加えて、各州の議席数に占める比例代表制選出議席の比率も、人口の多寡で大きな違いが出る結果となった。アマソナス州など人口の少ない内陸州では比例代表部分の比率が高い（3人中2人、

67%) 一方、人口の多いスリア州(州都マラカイボ)では15人中3人(20%)、首都区(カラカス)では10人中3人(30%)と比例代表選出比率が小さくなる。

このように今回の選挙法改正は、憲法が定める比例代表制から逸脱し、多数代表制の色合いが濃くなったうえに、州により一票の格差や比例代表選出比率に大きな格差を生じさせる州間で不均衡な制度をもたらした。

3. 選挙区の変更

国家選挙管理委員会(CNE: Consejo Nacional Electoral)は、2010年1月に、記名選挙部分の選挙区について、全国24の州・首都区のうち8州で変更を行うことを発表した。8州のうち6州(首都区、スリア州、タチラ州、ミランダ州、カラボボ州、ララ州)はチャベス政権下の複数の選挙において、いずれも反チャベス派が優勢な地域であり、反チャベス派知事が選出されている州でもある⁽⁶⁾。反チャベス派知事が治める6州すべてが選挙区変更の対象になっており、反チャベス派は、チャベス派が支配する国家選挙管理委員会による意図的な操作であると非難していた。今回の法改正では、選挙区割の際の地理的最小単位が市(municipio)からさらに分割され区(parroquia)やコミュニティ(comunas)となり、それらを組み合わせて新たな選挙区が設定された(Briceno [2010: 1])。いずれの州でも所得階層別にある程度居住地域が分かれており(一般的傾向として低所得者層居住地域では基本的にはチャベス派勢力が、中間層以上の居住地域では反チャベス派勢力が優勢)、選挙区をどのように束ねるかで、特定の勢力への投票を分散あるいは集結させ、選挙結果に影響を与えることが可能になる(ゲリマンダリング)(Briceno[2010: 1])。今回の選挙区の変更では、3人区を3つの1人区

に分割するといったことも行われたが、どのような基準で分割されたのかが明確にされていない。例えばなぜスリア州の3人区は分割され、ボリバル州やモナガス州の3人区は残されたのかが、説明されていない。選挙区の変更は選挙結果に大きな影響を与えるだけに、反チャベス派政党やNGOなどが選挙管理委員会に対して強い抗議と説明を求めたが、選挙管理委員会から明確な説明はされなかった。

II 2010年9月26日国会議員選挙

1. 各勢力の結集

1998年12月にチャベス大統領が初当選して以降、ベネズエラのすべての選挙は基本的にチャベス陣営対反チャベス陣営という構図で戦われてきた。チャベス派は、従来共同戦線をはって来た社会民主党(PODEMOS: Para la Democracia Social)、皆の祖国等(PPT: Patria Para Todos)がチャベス政権から離反したため、チャベス大統領率いるベネズエラ統合社会主義党(PSUV: Partido Socialista Unido de Venezuela)とベネズエ



投票所前に張り出された投票カードの拡大サンプルの前で確認する有権者(2010年9月26日カラカスにて筆者撮影)

ラ共産党 (PCV: Partido Comunista de Venezuela) の二党が共同戦線を形成し、統一候補を擁立した。まず5月2日に87の選挙区で統一候補絞り込みのための事前投票を実施し、その結果100人の候補者を決定した。ベネズエラ統合社会主義党はベネズエラ共産党に対して、ほぼすべての州において1つの選挙区で統一候補者を擁立することを認めた。残り65人の候補者については、ベネズエラ統合社会主義党執行部が協議のうえ決定した。

反チャベス派は、チャベス政権打倒の目的のもと集結しているとはいえ、左派から右派まで多様な政党・政治勢力の寄り合い所帯である。過去幾度か統一戦線の形成を試みてきたがなかなか足並

みが揃わず、統一候補の擁立に失敗し複数の候補者間で反チャベス派票が分散し、その結果チャベス派候補に勝利が転がり込むことがしばしばあった。そのため今回の選挙では、一致団結して反チャベス派票を固めることが、最大の課題とされた。

今回の選挙で反チャベス派の主要政党は民主統一会議 (MUD: Mesa de Unidad Democrática) を結成し、選挙区、州単位での統一候補の絞り込みを行った。最終的に民主統一会議は全24州 (首都区を含む) 中15州の候補者について、政党間協議により143人の統一候補擁立にこぎつけた。残り22人については4月25日に8州で事前投票が行われ、その結果統一候補が決定された。民主統一会議の旗のもと今回の選挙では、民主行動党 (AD: Acción Democrática)、キリスト教社会党 (COPEI: Comité de Organización Política Electoral Independiente) といった伝統的政党に加え、新しい時代党 (UNT: Un Nuevo Tiempo)、第一義正義党 (Primero Justicia) など10年の歴史を持たない新しい政党、社会主義運動党 (MAS: Movimiento al Socialismo)、急進正義党 (LCR: La Causa R)、赤旗党 (Bandera Roja) などの左派政党、そしてチャベス政権誕生直後より連立政権内第二党としてチャベスと組んできたものの2008年にチャベスと訣別し、反チャベス派に回った社会民主党など、多様な政党が集結した。

また今回注目されたのは、選挙の約半年前にチャベス政権と袂を分かった、皆の祖国党の動向である。皆の祖国党はチャベス政権誕生当時よりチャベスのもと連立政権に参加し、チャベス政権下で多くの閣僚を輩出してきた党である。しかしチャベス大統領が連立を組む諸政党に、解党とベネズエラ統合社会主義党への合流を強く求めた頃から関係に軋轢が入るようになっていた。そして2010年1月に、ララ州のファルコン知事 (Henry



民主統一会議の統一候補者 Enrique Mendoza のポスター3枚のポスターのいずれにも統一候補 Mendoza の写真が使われている (一番上は左) が、上は第一義正義党、真ん中はキリスト教社会党、下はベネズエラ・プロジェクト党のポスター (2010年9月10日カラカスにて筆者撮影)

Falcón) がベネズエラ統合社会主義党を脱退して皆の祖国党に合流したことが、両党間の亀裂を決定的なものにした。チャベス大統領は皆の祖国党が革命勢力外であると批判し、皆の祖国党もチャベス政権に反旗を翻した。とはいえ、皆の祖国党は反チャベス派（民主統一会議）に合流するのではなく、チャベス派・反チャベス派の間で「第三の核」となることを目指しており、分離派（disidentes）と呼ばれている。同党は首都区を中心に全国で30人以上の候補者を単独で擁立した。

2. 結果

(1) 総合結果

今回の選挙では、165人の国会議員を選出するための選挙区記名投票（110議席）、州単位の比例代表投票（52議席）、先住民議員選出投票（3議席）と、ラテンアメリカ議会（Parlatino）議員選出の投票（12議席）が行われた。投票は午後6時に締め切れ、国家選挙管理委員会による結果発表は予定より大幅に遅れ、午前2時過ぎとなった。結果は、165議席中チャベス派（PSUV-PCV 連合）が98議席、反チャベス派（民主統一会議）が65議席、そしてチャベス派から離反した皆の祖国党が2議席となった（表1）⁽⁷⁾。またラテンアメリカ議会の12議席は、チャベス派が6議席、反チャベス派が5議席、先住民選出議員が1人となった。

つぎに、各勢力の総得票数（率）を確認しよう。国会議員への投票は州ごとの集計であるため、全国での得票率の代替指標として、ラテンアメリカ議会議員選挙の得票率が言及された。深夜の第一次結果発表でルセナ（Tibsay Lucena）国家選挙管理委員長が「ラテンアメリカ議会議員選挙における反チャベス派の得票率は52%」と口頭報告したため、反チャベス派（民主統一会議）は、選挙キャンペーンのスローガン「我々が過半数」（“Somos

mayoria”）が実現したと歓喜にわいた。しかしそれはルセナ委員長が、民主統一会議に皆の祖国党の得票数を加えた「チャベス派以外」の得票率として52%という数字を出したためのものである。国家選挙管理委員会のウェブサイトによると、チャベス派の得票率が42.03%、反チャベス派（民主統一会議）が40.59%、皆の祖国党が12.66%となっている。

またベネズエラ国会議員選挙で両勢力の得票率を比較するために、各州の比例代表選挙における各勢力の得票率を全国で集計したところ、チャベス派が48.9%、反チャベス派が46.5%、PPTが3.1%、その他1.5%となった。上記2つの得票率の分布からは、(1)チャベス派と反チャベス派への支持がほぼ拮抗していること、(2)僅差とはいえ今回の選挙ではチャベス派が最多の得票を得たこと、(3)最大得票とはいえチャベス派は過半数に届かなかったこと、が確認できる。

今回の選挙結果は、直接的および間接的に以下のインパクトをもつ。直接的インパクトとしては、何よりもチャベス派の議席数が98議席にとどまったことで、チャベス大統領の政治運営に一定のブレーキがかかることになる。チャベス派の獲得議席は過半数を超えているため、一般法の通過に必要な議席数は確保したものの、そのほかの議会の権限を行使するために必要な議席には満たなかった（図2）。現議会では9割⁽⁸⁾近い議席をもつことで、チャベス大統領は思いのままに議会運営を行ってきたが、それが困難になる。とりわけ議会が立法権を大統領に一任する大統領授權法をチャベス大統領は3度にわたり計3年の期間認めさせ、そのもとで炭化水素法（石油・天然ガス）、中央銀行法、土地法などの重要な170近くの法律を制定するなど、ボリバル革命推進の最大の道具としてきた。しかし大統領授權法を授与するには

表 1 党別・州別の選挙結果

(人)

	議席数	ベネズエラ 統合社会 主義党 PSUV	民主 行動党 A D	第一義 正義党 PJ	新しい 時代党 UNT	社会 民主党 Podemos	急進 正義党 LCR	ベネズエラ プロジェ クト党	明確 責任党 Cuentas Claras	キリスト 教社会党 COPEI	変革党 Conver- gencia	スリア州 自治先住 民運動 Miazulia	皆の 祖国党 PPT
記名式	110	71	8	10	2	1	1	1	5			1	
比例代表制	52	25	14	5	2	0	1	2	1	1		1	
先住民(地域ごと)	3	2									1		
全国	165	98	22	15	12	2	2	3	1	6	1	2	
アマソナス	3	1										2	
アンソアテギ	8	1	2	3		2							
アプレ	5	4	1										
アラグア	8	5		3									
バリナス	6	5	1										
ボリバル	8	6					2						
カラボボ	10	6						3	1				
コヘデス	4	3	1										
首都区	10	7		3									
デルタ・アマクロ	4	4											
ファルコン	6	4	1							1			
グアリコ	5	4*	1										
ララ	9	6	3										
メリダ	6	4	2										
ミランダ	12	6		6									
モナガス	6	5	1										
ヌエバエスパルタ	4	1	3										
ポルトウゲサ	6	5	1										
スクレ	6	3	3										
タチラ	7	2							5				
トゥルヒージョ	5	4	1										
バルガス	4	3	1										
ヤラクイ	5	4								1			
スリア	15	3			12								

(注) 記名選挙では、民主統一会議(MUD)の統一候補者名はMUDの複数政党名と併記されており、有権者はいずれかの政党名との組み合わせで候補に投票する。国家選挙管理委員会のデータでは、各当選者に最大得票数を獲得した政党名が挙げてあるが、その当選者が必ずしもその政党に所属するとは限らない。*PSUVは選挙連携したベネズエラ共産党にグアリコ州の比例リスト1位を譲り、共産党が1議席を獲得したが、それも含む。網掛けは、MUDの構成政党。

(出所) 国家選挙管理委員会(CNE)ウェブページのデータをもとに筆者作成(<http://www.cne.gov.ve>, 2010年10月1日閲覧)

議会で5分の3議席以上、すなわち99議席以上の賛成が必要となり、今回のチャベス派の獲得議席はそれに1議席届かなかったのである。またベネズエラでは一般法よりも重要性の高い法律については、制定・改正基準が厳しい「組織法」(Ley Orgánica)という枠組がある(ただしその基準は曖昧)。制定の条件も厳しいが、改正の条件も厳しいため、将来的に改正される可能性が低い。一般

法の制定には過半数の賛成でよいが、組織法の改正には3分の2議席以上、すなわち110議席以上の賛成が必要で、今回チャベス派の獲得議席はそれにも届かなかった。ほかにも、制憲議会の招集、国家選挙委員会委員の任命、最高裁判官の罷免などにも3分の2議席以上が必要になる。

以上から、チャベス派議席が98議席に止まった新議会では、「ボリバル革命」にブレーキがか

図2 国会議席数と法案成立などの必要議席数

単純過半数	3/5 議席	2/3 議席	165
83	99	110	
チャベス派 (ベネズエラ統合社会主義党) 98 議席		反チャベス派 (民主統一会議) 65 議席	
一般法案の成立, 地方への権限委譲, 憲法改正手続きの開始など		皆の祖国党 2 議席	
大統領授権法の承認など			
組織法の改正, 制憲議会の招集, 国家選挙委員会委員の任命, 最高裁裁判官の罷免など			

(出所) ベネズエラ・ポリバル憲法, *El Universal* (28 de septiembre, 2010), 1-6 などから筆者作成。

かることが予想される。議会が形骸化し、事実上チャベス政権が立法機能も果たしている状況は改善されるだろう。また今までは重要法案も政府のイニシアティブで進められ、議会ではほとんど審議されることなく通過していたため、国民には立法過程が見えなかった。それに対して今回は 165 議席中 67 議席の反対派勢力が議会に生まれたことで、「インスタント立法」が不可能になる。過半数をもつチャベス派が法案を成立させることは可能だが、その立法過程での議論が可視化されるようになることは、健全な議会運営にとって重要な進展であるといえる。

今回の選挙結果は上述の直接的インパクトに加え、間接的インパクトももつ。チャベス大統領は自らに権力を集中させ、また反チャベス派の政治家や市民を政治的に抑圧あるいは差別することがあり、国内外から民主的でないと批判を受けることがしばしばあった。それに対してチャベス大統領は、選挙や国民投票で過半数（多くの場合6割以上）の得票率を重ね、国民の信認を得ていることで、そのような政権運営を正当化してきた。各種世論調査ではチャベス支持率が低下して過半数に満たないことや、国民の多くが社会主義革命を拒否していることが示されてきたが（表2）、今

回の選挙では、チャベス政権が国民の過半数の信任を得ていないことが示されたことになる。チャベス大統領は、結果発表翌日の外国人記者向けの記者会見の場で、「今回の選挙はローカル単位の投票である」と繰り返し述べ、これが政権に対する信任投票ではないことを強調した。「これがチャベス政権への信任投票だというのであれば、すぐにでも大統領不信任投票を実施すればよい。受けて立つ」と繰り返したが、その様子や、国政選挙を「ローカル単位の投票」と矮小化しようとする姿勢が、むしろ過半数の信任を得られなかったことへの大統領自身のあせりを感じさせた。

(2) 政党勢力図の変化

つぎに政党ごとの選挙結果を見てみよう(表1)。2011年1月5日が船出となる新国会は、第一党がベネズエラ統合社会主義党(98議席)、それに民主行動党(22議席)、第一義正義党(15議席)、新しい時代党(12議席)、キリスト教社会党(6議席)と続く(表1の注参照)。ベネズエラ統合社会主義党から離反し、「第三の核」を目指した皆の祖国党は2議席にとどまった。ベネズエラ共産党は現議席では3議席を抱えるが、ベネズエラ統合社会主義党との選挙連携でかろうじて1議席を確保した。

表2 チャベス政権に対する世論調査結果

Q1.「チャベス大統領の任務遂行状況をどのように評価するか？」		Q3.「ベネズエラに21世紀の社会主義を建設するというチャベス大統領の考えについて」	
「とても悪い～悪い」	30%	「反対」	63%
「悪い～ふつう」	21%	「賛成」	31%
「ふつう～よい」	19%	無回答	6%
「よい」	16%		
「とてもよい」	11%		
無回答	3%		
Q2.「チャベス大統領は2012年に政権を降りるべきか、2021年あるいはそれ以降も政権継続すべきか？」		Q4.「私的所有権と、チャベス大統領が提案する集団的所有権のどちらがよいか？」	
「2012年に政権を降りるべきか」	64%	「私的所有権」	80%
「2020年またはそれ以降も政権を継続すべき」	24%	「集団的所有権」	17%
無回答	12%	無回答	3%

(出所) Hinterlaces 社が2010年8月24～29日に、20州68都市で1333人に自宅面接で行った調査結果。
El Nacional (13 de septiembre, 2010)

政党ごとの結果からはいくつかの興味深い点が指摘できる。第1に、1999年のチャベス政権誕生以降、国民の信頼を完全に失ったように見えた民主行動党、キリスト教社会党という二大政党が再び国会に戻ってきた点である。特に民主行動党は24州のうち14州と全国でまんべんなく議席を獲得して第二党となり、反チャベス派（民主統一会議）の筆頭政党として存在感を示した。

第2に、第一義正義党、皆の祖国党といった、2000年以降に設立された新しい政党の躍進である。第一義正義党は、2000年にボルヘス（Julio Borges）ら大学を出て数年の若い知識層が設立した政党である。当初は市場経済化や小さい政府をかかげ、中道右派のスタンスをとっていたが、近年は貧困克服など社会的公正や人道主義をうたう中道スタンスをかかげる⁽⁹⁾。2000年以降、同党はカラカス首都圏を形成する5市のうち、チャカオ、バルータ、スクレ各市の市長およびミランダ州（カラカス首都圏5市のうち4市を内包する）知

事ポストをおさえ、それらの行政区で業績をあげた。中間層以上の家庭出身の30～40代の若手知識人集団であり、当初は低所得者層へのアピールが弱かったが、古い政治のしがらみをもたないこと、そして首都圏の知事・市長として行政手腕を発揮したことで、支持を広げた。2008年の市長選では、カラカス最大級の「ランチョ」（低所得者居住地域）ペタレを抱えるスクレ市（ミランダ州）の市長に、強力なチャベス派候補⁽¹⁰⁾を破って同党のオカリス（Carlos Ocariz）が当選した。オカリス市長は現場に足を運び、ペタレの住民組織と積極的に協働してインフラ整備や教育、医療政策を進めることで支持を集めており、ペタレ地区のチャベス支持層を浸食している。

一方新しい時代党は、2006年の大統領選挙で反チャベス派の統一候補となったロサレス（Manuel Rosales）前マラカイボ市長（元スリア州知事、マラカイボはスリア州都）を核とした政党である。ロサレスはもとは民主行動党員であった

が、同党を離れ新しい時代党を設立した。スリア州はベネズエラ西部の産油地域で、国内でもっとも反チャベス勢力が強い州であり、チャベス政権の11年間の知事はすべて反チャベス派がおさえてきた。国内で最大人口を抱えることもあり、国政へのインパクトも大きい。今回の議会選挙でも新しい時代党が州選出議席15のうち12議席を獲得したことが、反チャベス派の躍進の最大要因になったといえる。なおロサレスは大統領選直後にチャベス政権から逮捕状を出され、現在は亡命中である。

今回の国会議員選挙で明らかになった第3の点として、多くの政党がある特定の州や地域において突出した強さを持ち、それ以外の地域では支持層が小さい「地方政党」の傾向が強まっている点である(表1)。全国的にひろく議席を獲得したのは、ベネズエラ統合社会主義党と民主行動党のみで、それ以外の政党は特定の州・地域で集中的に議席を獲得している(表1の網掛け部分)。新しい時代党は、上述のとおり12議席すべてをスリア州で獲得した。伝統的政党の一つ、キリスト教社会党も6議席中5議席をタチラ州で集中的に獲得した。プロジェクト・ベネズエラ党はカラボボ州で、急進正義党はボリバル州でのみ議席を獲得している。第一義正義党は首都区、ミランダ州、アラグア州と3州で議席を獲得したが、ミランダ州は首都区とともにカラカス首都圏を形成し、アラグア州はミランダ州に隣接しているため、これら3州は首都圏を取り囲む1つの地域といえる。皆の祖国党は、上述のように2010年1月に与党ベネズエラ統合社会主義党を離党して入党してきたララ州のファルコン知事の業績からララ州で支持層が広く、同州で議席を獲得することが予想されていたが、予想に反してララ州では敗北した。その一方、内陸部に位置し人口がわずか15万人の

アマソナス州で記名投票、比例代表投票でそれぞれ1議席ずつ獲得した。

このように政党の地域色が強くなった背景には、1989年以降進められてきた地方分権化とその成果としての地方首長(知事、市長)の活躍がある。1989年以前ベネズエラでは知事は大統領の任命によるものであり、また国会議員選挙も比例代表制のみで政党幹部が候補者名簿を作成していたため、知事や国会議員の政治活動は中央(政府および政党の中央執行部)を向いたものになりがちで、地元有権者との結びつきは相対的に弱かった。そのため、1989年以前のベネズエラの政党(特に二大政党)は、中央執行部の力が強い全国区政党であった。1989年以降、知事の直接記名選挙の実施など地方分権化が進められた結果、それら地方首長と地元有権者の関係性が密接になったこと、そして行政手腕を発揮して成果を上げた地方首長の政党がその地域で支持を拡大したことなどから、それらの首長が治める州や市を中核的支持基盤とする地方政党の傾向が強まった。

(3) 参加の拡大

今回の選挙では、投票率が66.45%となり、反チャベス派が選挙をボイコットした前回(2005年)の国会議員選挙の投票率25%を大きく上回った。今回は投票日数日前から連日首都圏を含む広い範囲で豪雨がふり、土砂くずりで犠牲者や浸水被害が連日出ていたため、それが投票率を下げるのではないかと危惧された。しかし多くの有権者が早朝5~6時から投票所で列をなす、あるいは投票のために数時間待つなど、有権者の投票意識の高さを思わせる選挙であった。

今回の選挙では、事前の各種世論調査で両者の支持が拮抗していたため、チャベス派、反チャベス派ともに、勝利のかぎは自らの支援者の投票率

を高めることであると認識し、強力な投票キャンペーンを行っていた。焦点は、低所得者地域で反チャベス派がどれだけ支持を伸ばせるかという点にあり、チャベス派のみならず、反チャベス派陣営も、低所得者層居住地域に入り込む「どぶ板選挙」を行った。また NGO や学生組織なども投票を呼びかける活動を強力に推し進めた。大学生グループが低所得者層居住地域で一軒一軒訪ね、投票を呼びかける Vota Joven (若者よ、投票しよう) 活動などを展開した。

今回投票率引き上げのためのもう一つの課題となったのが、「恐怖の克服」である。2004年の大統領不信任投票の実施を求めた署名活動の署名者リストをチャベス派国会議員が国家選挙管理委員会から持ち出しネットを通して流布させたが(議員の名をとって「タスコン・リスト」(Lista Tascón)と呼ばれる)、その後も反チャベス派政治家や市民に関する情報がさらにもりこまれ、「マイサンタ・リスト」(Lista Maisanta)と呼ばれている。それらをもとに公務員の解雇、政府調達など契約先企業の選択などが行われている(Kornblith[2007])。一般市民も、公的部門への就職活動、公的融資を受ける際の審査、パスポート申請、国際空港での入国時、その他社会サービスを受ける際に、「¿Firmaste?」(2004年の大統領不信任投票を求める署名をしたか)と担当者に聞かれることがしばしばあり、一般の反チャベス派市民が何らかの差別や不都合を受けることを危惧する材料は少なくない。

このような状況で2004年の大統領不信任投票時に自動投票機と指紋スキャナーが初導入されたため、秘密投票の原則が守られないのではないかという不信感が高まった⁽¹¹⁾。さらに2009年以降、チャベス政権は政権批判をした政治リーダーや上述のようにタスコン・リストやマイサンタ・リス

トによる政治社会的差別がひろがるうえ、反チャベス派の抗議行動に参加した市民を拘束・逮捕するなどして、政治犯(あるいは亡命に追い込む)が増えていたが、それも不安材料となった。反チャベス派政党が2005年国会議員選挙をボイコットしたのも、この自動投票機と指紋スキャナーを使用しないよう国家選挙管理委員会に訴えたものの、認められなかったためであった。しかしその後5回の選挙がこのシステムで実施され、うち一度はチャベス大統領が敗北(2007年の憲法改正をめぐる国民投票)する結果も出たため、反チャベス派はこの機械投票システムの利用については、監視システムの強化によって容認する方向に転換をした。選挙戦の最後1ヵ月では、反チャベス派政治リーダーに加え、カトリック教会や学生運動家などが、市民に対して、秘密投票の原則は守られるため怖がらずに投票するように、繰り返し呼びかけていた。

むすび

今回の選挙では、各種世論調査で示されていたチャベス派、反チャベス派がほぼ拮抗しているという状況が、総得票率において再度証明された。換言すれば、チャベス大統領は、自らの政権が国民の半分からしか支持されていないという事実を、他方反チャベス派は、非民主的な政治運営や経済社会面の山積する深刻な問題にもかかわらず、国民の半分がチャベス政権を支持しているという現実を、それぞれ直視しなければいけないということである。

とはいえ、総じて今回の選挙は反チャベス派の「勝利」であったと評価できる。議席数で大きく水をあけられたとはいえ、それは選挙法改正によりあらかじめ予測されたことであり、大統領授

権法の通過を阻止するだけの議席を確保できただけでも成果は大きい。また、総得票率でチャベス派に過半数をとらせなかったことも重要な成果であった。さらに過去5年間の各種選挙での推移を見てみると、選挙の種類（大統領選、国民投票、国会議員選挙など）が異なるため一概にはいえないものの、反チャベス派の得票数は確実に伸びている。2006年（大統領選挙）は427万票、2007年（憲法改正に関する国民投票）は497万票、2009年（憲法改正に関する2度目の国民投票）は519万票、そして今回の国会議員選挙が531万票となっており、反チャベス派票は5年間で100万票以上増加した。一方チャベス派は、上述のそれぞれの選挙で2006年の727万票から2007年の494万票、2009年の629万票、そして今回の540万票と、減少傾向が明らかである。この傾向は、各種世論調査の結果とも合致している。

チャベス政権への支持が縮小している原因として、2007年までの石油ブームに支えられたバブル経済が急速に冷え込んだ影響もあるが、加えて単純な二項対立の図式により大衆層の怒りをあおり、それを自らへの支持に変えるチャベス大統領



チャベス派は、候補者個人よりもチャベス大統領を全面に押し出したポスターでアピールする（2010年9月10日カラカスにて筆者撮影）

の戦略が色あせてきていることを指摘しておきたい。チャベス大統領は相変わらず国内オリガルキーのエゴイズム批判や反米帝国主義、資本主義批判を繰り返すが、現在ベネズエラ国民が直面する深刻な経済社会問題、すなわち世界最悪レベルの治安状況、電力危機、国営企業のずさんな管理による大量の腐敗輸入食品問題などは、それらの理屈では到底説明できないのである⁽¹²⁾。換言すれば、現在ベネズエラ国民の不満は、国内所得分配といったようなわかりやすい対立的な搾取の構図ではなく、低所得者層のみならず富裕層もふくめてすべてのベネズエラ人を共通に悩ます問題に向かっているのである。低所得者層も中間層、富裕層も（状況により程度の差こそあれ）共通の問題に対して不満を語るようになってきているにもかかわらず、チャベス大統領はいかかわらず二項対立的構図にとらわれ説得力に欠け、有効な解決策を提示できないでいる。例えば、チャベス政権は、電力危機は昨年来の少雨に加え、水力発電に依存した電力部門を形成した前政権に責任があるとす。治安悪化問題については、消費文化を蔓延させた前政権と資本主義経済に責任がある、そのため社会主義の進展とともに治安は改善すると説明する。しかし政権交代してからすでに11年が経過している。電力危機にしる治安問題にしる、国内オリガルキーや米国帝国主義、資本主義に原因を求めるのは、説得力に欠け、その論理に固執する限り有効な解決策が出てこないであろうことを、今までチャベス大統領を支持してきた人々も理解し始めているのではないだろうか。

注

- (1) ベネズエラでは1999年までは国会は二院制であったが、チャベス政権が策定した1999年憲法で議会は一院制に縮小された。

- (2) ベネズエラではチャベス政権が策定した1999年憲法において、立法府、行政府、司法府という民主国家の伝統的な3権力に加え、公民権 (Poder público, 検察庁, 会計検査院, オンブズマンなどを含む)、選挙管理権の2権力を加えた5権を憲法で規定している。
- (3) スペイン語では“voto nominal”, または“personalización del voto” という。政治学では一般的に「多数代表制」と呼ばれ, 「小選挙区制」などがそれに当たる。ただし「多数代表制」という言葉は, 当選者の決定方法に依拠したものであるのに対して, ベネズエラの文脈では投票の対象, すなわち政党名を選ぶ比例代表制に対して, 候補者個人名に投票するという点が強調される。本稿では, それを尊重し, 原語のニュアンスに近づけるために, 「候補者名記名選挙」(記名選挙) という言葉を使う。
- (4) 2009年の選挙法改正以前の選挙システムを規定していたのは, 選挙政治参加組織法 (Ley Orgánica del Sufragio y Participación Política, 1997年), 選挙綱領 (Estatuto Electoral, 2000年), 選挙権力組織法 (Ley del Poder Electoral, 2002年) である。
- (5) 完全連記制 (有権者は選出する人数だけ投票する)。
- (6) ベネズエラ統合社会主義党から知事選に当選していたが, チャベス大統領との確執により2010年初に同党から離党し, 皆の祖国党 (PPT) に鞍替えしたララ州のファルコン知事を含む。知事として業績をあげ, 州内の支持率も高く, 全国区の知名度もある人物であっただけに, ファルコン知事の鞍替えはベネズエラ統合社会主義党に大きなダメージを与えた。その結果, チャベス大統領は皆の祖国党を連立政権から追い出し, 皆の祖国党もチャベス政権から離反する結果となった。今回の選挙では皆の祖国党は, チャベス政権のみならず他の反チャベス派政党が共闘した民主統一会議 (MUD) から一線を画し, 第3の選択肢となる道を模索した。
- (7) 以下, 基本的に国家選挙委員会のウェブページ (<http://www.cne.gov.ve>) に掲載された報告に基づく。一部 *El Universal*, *El Nacional* などベネズエラの新聞報道などからの情報も含む。
- (8) 2005年の選挙時には反チャベス派のボイコットで選出議員が100%チャベス派であったが, その後社会民主党, 皆の祖国党がチャベス派から離反したこと, また個人レベルで離反した議員もいるため, 現在はチャベス派議員は全体の9割弱となっている。
- (9) 同党ウェブページより。 <http://www.primerojusticia.org.ve> 2010年10月1日閲覧。
- (10) チャベス派のチャコン (Jesse Chacón) 候補は, 1992年にチャベスが当時のベレス政権打倒を目指して企てたクーデターのメンバーで, チャベス政権下で複数の閣僚ポストを歴任したチャベスの腹心。
- (11) 反チャベス派政党が2005年の国会議員選挙をボイコットした理由が, この自動投票システムと指紋スキャナーへの不信感であった。このシステムを導入した Smartmatic 社は, ベネズエラ政府が一部出資していたため, チャベス政権に有利になるようにプログラム操作をするのではないかと, またスキャンされた指紋が上述のタスコン・リスト (氏名, 身分証明書番号, 生年月日などとともに指紋が押印されている) と照合されるのではないかと, 危惧されていた。実際, 初めて同システムが導入された2004年大統領不信任投票では, 同一投票所に設置された複数の自動投票機で, 不信任票数が下ケタまで完全一致するケースが数カ所でも出たこともあり, 同システムへの反チャベス派の不信感を高めた。また選挙を取り仕切る国家選挙管理委員会への不信感も極めて強い。憲法では選挙管理委員会メンバーは政治的に中立でなければならないことが明記されているが, チャベス政権下の選挙管理委員会をチャベス派が支配していることは明白である。最たる例が, チャベス大統領に対する不信任投票を国家選挙管理委員長としてとりしきったロドリゲス (Jorge Rodríguez) である。彼はチャベス大統領の腹心で, その後副大統領に就任し, またベネズエラ統合社会主義党設立時にはコーディネーターとして奔走した人物である。
- (12) 坂口安紀「チャベス政権の支持率低下と国会議員選挙」海外研究員レポート, アジア経済研究所ウェブページを参照。 (http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/1008_sakaguchi.pdf)

参考文献

- 坂口安紀[2008]「ベネズエラのチャベス政権：誕生の背景と「ボリバル革命」の実態」遅野井茂雄・宇佐見耕一編『21世紀ラテンアメリカの左派政権：虚像と実像』アジア経済研究所, 35-67 ページ。
- [2010a]「ベネズエラ：ボリバル革命にたれこめる暗雲」『ラテンアメリカ・レポート』Vol.27 No.1 2010年6月。
- [2010b]「チャベス政権の支持率低下と国会議員選挙」海外研究員レポート(2010年9月), アジア経済研究所ウェブページ。
(http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/1008_sakaguchi.pdf)
- Briceño M., Hector G[2010] “Mayorías ficticias: las causas de desproporcionalidad en las elecciones parlamentaria 2010,” Caracas: CENDES-UCV, mimeo.
- The Carter Center, “Reflexiones y aportes para la reforma de la legislación electoral venezolana,” julio de 1006, (<http://www.cartercenter.org> より) 2010年10月1日閲覧。
- Kornblith, Miriam[2007] “Venezuela: Calidad de las elecciones y calidad de la democracia,” *América Latina Hoy*, Núm.45, pp.109-124.
- López Maya, Margarita[2007] “Sobre representación política y participación en el socialismo venezolano

del siglo XXI,” Gregorio Castro ed., *Debate por Venezuela*, Caracas: Editorial ALFA, pp.97-108.

- López Maya, Margarita y Carlos Meléndez[2007] “Partido y sistema de partidos en Venezuela,” Rafael Roncalgliolo y Carlos Melendes comps., *La política por dentro: cambio y continuidades en las organizaciones políticas de los países andinos*, Stockholm: Internacional IDEA, pp.273-302.

〈ウェブサイト〉

- The Carter Center
<http://www.cartercenter.org>
- Ciudadanía Activa
<http://www.ciudadanactiva.com>
- Consejo Nacional Electoral (CNE)
<http://www.cne.gov.ve>
- Mesa de la Unidad Democrática
<http://www.unidad.org.ve>
- Partido Socialista Unido de Venezuela (PSUV)
<http://www.psuve.org.ve>
- Primero Justicia
<http://www.primerojusticia.org>
- Queremos Elegir.
<http://www.queremoselegir.com>
- Súmate
<http://www.sumate.org.ve>

(さかぐち・あき／ベネズエラ海外調査員)